

質問に お答えします

ある従業員に関して、注意しても遅刻が多いなど勤務態度が悪く言葉で論しても効果がないので、勤務態度を改めさせるために、賃金の減額など制裁を与えようと思います。

罰金と称して賃金から減額している場合には、制裁としての減給であることがほとんどで、この規定の制約を受けます。例えば、始業時刻に遅刻した場合に、1回につき平均賃金の1日分の半額を賃金から減額するという法は適法です。しかし、何日も遅刻した場合にその日数について平均賃金の1日分の半額を合

計められています。罰金支払い義務はありません。時間給であれば、就労した時間分だけで遅刻した時間分は、計算して支払う必要はありませんし、日給月給であれば、遅刻した時間分の賃金を控除して支払えば足ります。

賃金支払い義務はありません。時間給であれば、就労した時間分だけで遅刻した時間分は、計算して支払う必要はありませんし、日給月給であれば、遅刻した時間分の賃金を控除して支払えば足ります。

名古屋北監督署のダイヤルイン

| | |
|---------|----------------|
| 監督係（方面） | 〈052〉 961-8653 |
| 安全衛生課 | 〈052〉 961-8654 |
| 労災課 | 〈052〉 961-8655 |

ける賃金の総額の十分の一を超えてはならない」



賃金減額の法的制約

計すると、減額合計がその一ヶ月の賃金の総額の十分の一を超える場合、その額すべてを減額することはできません。賃金の総額の十分の一までとなります。

一方、降格処分に該当するような行為により、降格処分され、それに伴い賃金が減額された場合には、その賃金の減額は職務の変更に伴う当然の結果ですから、法第91条の適用はありません。

た、出勤停止処分を受けた場合には、その期間中、賃金は全く受けられなくなりますが、制裁としての出勤停止の当然の結果ですので、法第91条の規定は問題となりません。その際、減給処分や降格処分に該当するかどうかは、その行為がその処分に該当する蓋然性が必要となることは言うまでもありません。

Q 問 ある従業員に関して、注意しても遅刻が多いなど勤務態度が悪く言葉で論しても効果がないので、勤務態度を改めさせるために、賃金の減額など制裁を与えようと思います。

Q 答 制裁規定の制限について、労働基準法第91条では「減給の制裁を定める場合においては、その減給は1回の額が平均賃金の1日分の半額を超える場合において、その日数について平均賃金の1日分の半額を合

するような行為により、降格処分され、それに伴い賃金が減額された場合には、その賃金の減額は職務の変更に伴う当然の結果ですから、法第91条の規定の適用はありません。

イラスト・木村武司